

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年12月7日
【会社名】	株式会社クロニクル
【英訳名】	CHRONICLE Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石神 剛
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山二丁目27番20号
【電話番号】	(03) 5771 - 1200 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 久保田 峰夫
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山二丁目27番20号
【電話番号】	(03) 5771 - 1200 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 久保田 峰夫
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	(第2回新株予約権) その他の者に対する割当 5,280,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払 い込むべき金額の合計額を合算した金額 965,280,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第2回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	480個(新株予約権1個につき100,000株)
発行価額の総額	5,280,000円
発行価格	新株予約権1個当たり11,000円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成23年12月23日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社クロニクル 管理本部 東京都港区南青山二丁目27番20号
払込期日	平成23年12月26日(月)
割当日	平成23年12月26日(月)
払込取扱場所	りそな銀行株式会社 東京中央支店 東京都中央区日本橋三丁目6番2号

(注) 1. 本新株予約権の発行については、平成23年12月7日(水)開催の取締役会決議によるものであります。

なお、平成23年12月22日(木)開催予定の第32回定時株主総会において特別決議による承認決議がなされることを条件といたします。

2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

5. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社クロニクル普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>(1) 本新株予約権の行使請求により、当社が当社普通株式を交付する数は、当社普通株式48,000,000株とする。(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100,000株とする。)、但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後、割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>(2) 当社が下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項の規定に従って行使価額(同第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式に調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る下記「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 行使価額の修正 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、20円とする。但し、行使価額は第3項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号及び第(5)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。)又は本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、1円未満小数点第2位まで算出し、その小数点第2位を切捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の(株)大阪証券取引所JASDAQ市場(取引所金融商品市場の統合、再編があった場合の統合された後の取引所金融商品市場を含む。以下同じ。以下「JASDAQ市場」という。)金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付で終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までにかかる通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>965,280,000円</p> <p>(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価格の総額(5,280,000円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(960,000,000円)を合算した金額であります。</p> <p>2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した数とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算定される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成23年12月27日から平成25年12月26日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p> <p>また、下記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」に記載する組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から14日後以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社クロニクル管理本部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 りそな銀行株式会社 東京中央支店 東京都中央区日本橋3 - 6 - 2</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第2項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法273条第2項及び第274条第3項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の2週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権1個当たり金11,000円の価額で残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、成対象会社」という。）残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。 組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p>

	<p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
965,280,000	6,000,000	959,280,000

(注) 1. 上記金額は、第2回新株予約権の合計額であります。また、払込金額の総額は、発行価額の総額(第2回新株予約権の合計額5,280,000円)に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額(第2回新株予約権の合計額960,000,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合、又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

4. 有価証券届出書等開示資料作成報酬として250万円、価値算定報酬として150万円、調査費用として100万円、登記費用等その他諸費用として100万円であります。

なお、有価証券届出書作成、及び価値算定に関する依頼先は以下のとおりであり、いずれも当社内部監査室長の紹介によるものであります。

有価証券届出書作成依頼先：株式会社ビックヒット(東京都世田谷区太子堂代表取締役：神木進二)

価値算定依頼先：エースターコンサルティング株式会社(東京都渋谷区恵比寿 代表取締役 山本剛史)

また、登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

5. 調査を依頼いたしました第三者の信用調査機関である、株式会社ジェー・ビー・エスにつきましては、調査業務に基づく契約を、当社は株式会社ジェー・ビー・エスの親会社である株式会社エム・アイ・エルと行っており、調査業務の実施は、株式会社ジェー・ビー・エスによって行われております。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
当社グループ内運転資金 <内訳> 1. 買掛金 2. 証券代行手数料 3. 監査報酬 4. 租税公課 5. 賃借料 6. 人件費 7. その他公共料金等	509 50 60 27 30 120 200 22	平成24年2月～平成24年9月
既存宝飾品事業 卸売部門 運転資金 <内訳> 1. 卸売部門 仕入費用	100 100	平成24年2月～平成24年9月
宝飾品事業における店舗分散展開運転資金 <内訳> 1. 分散型新規宝飾品店舗設立費用 2. 新規店舗商品仕入費用	300 140 160	平成24年2月～平成25年9月
新規事業展開資金 <内訳> 1. 流通サービス関連事業 事業拡大費 契約・加盟金 2. 流通サービス関連事業 事業拡大費 仕入費用	50 13 37	平成24年2月～平成25年9月
合計	959	

(注) 差引手取概算額959百万円につきましては、大きく分けて4つの資金使途区分とし、当社の事業の継続維持に資する部分、及び当社の成長性の柱となる上記宝飾品事業分散型店舗拡大事業、流通サービス事業の事業拡大費用に充当いたします。当事業を維持、更には発展させ、営業キャッシュ・フローの獲得のためのエンジンとさせることで企業価値を高めてまいります。

具体的には、当社グループ内の既存の事業運営に必要な運転資金として、509百万円を充当する予定であります。なお、509百万円の内訳については、これまでに発生した仕入債務に関する買掛金の支払分として50百万円、平成24年2月から9月までに今後発生する費用の支払分として459百万円としております。既存の宝飾品事業における、平成24年2月から9月までに必要な仕入費用として、100百万円を予定しております。

これまで行ってまいりました宝飾品事業の店舗分散展開における運転資金として、300百万円を予定しております。具体的には、これまで宝飾品事業において、当社は従来1店舗集中型の営業展開を行ってまいりました。しかしながら、現在の日本経済を考慮した場合一店舗の高級腕時計の固定商材のみの取り扱いでは新規顧客層の開拓や新たな販売チャネルの獲得は難しく、また高級志向のみの店舗展開では、今後の宝飾事業に不可欠となるスクラップアンドビルドを視野に入れたフットワークの軽い店舗展開は難しく、分散型の小規模店舗を複数かつ腕時計のみに止まらないジュエリーや金プラチナ等の商材を店舗毎のコンセプトに基づいた販売戦略を行って参る予定です。

現在の予定としましては、ラグジュアリーブランドを主な商材とする店舗を1店舗（店舗設立費用予定額47百万円、仕入費用予定額40百万円）、ファッションブランドを主な商材とする店舗を1店舗（店舗設立費用予定額22百万円、仕入費用予定額30百万円）、ジュエリー及び買取りリサイクルビジネスを行う「黄金市場」の店舗を1店舗（店舗設立費用予定額21百万円、仕入費用予定額40百万円）を予定しており、更に市場ニーズや今後の市場動向を勘案しながら、2～3店舗（店舗設立費用予定額50百万円、仕入費用予定額50百万円）を計画しております。

流通関連サービスの事業拡大資金として、50百万円（仕入先等の契約による加盟金予定額13百万円、仕入費用予定

額37百万円)を予定しております。具体的には、現在展開しております、流通サービス関連事業について、取り扱い商材の拡大、新たな販売チャネルの拡大及びエコ関連商材の事業への本格参入等に資本投下を行う予定であります。なお、各割当先の権利行使については、市場価額の水準を鑑みながら、権利行使が行われるとの説明を受けておりますが、仮に上記金額の減少が生じた場合につきましては、既存事業の運営維持を最優先に対応することと致します。具体的な優先順位として、「当社グループ内運転資金」「既存宝飾品事業 卸売部門 運転資金」に優先して充てることとし、「宝飾品事業における店舗分散展開運転資金」「新規事業展開資金」につきましては、規模の縮小もしくは計画の順延または中止等により、対応してまいります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Red Drum Invest Limited (レッドドラム インベスト リミテッド)		
	所在地	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, the BVI		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。		
		名称	アルテミス・コンサルティング・アンド・インベストメント株式会社	
		所在地	東京都文京区小石川一丁目17番1-B1801号	
		代表者の役職	代表取締役 山村 清	
		事業内容	経営コンサルタント業	
		資本金	10,000,000円	
	代表者の役職及び氏名	Director LI GANG		
	出資額	50,000 U S ドル		
	組成目的	純投資		
主たる出資者及びその出資比率	SHEN PEI JIN (沈 培今) 55.55% ZHAN YE (詹 冶) 44.45%			

b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

(注) 1. 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

2. 主たる出資者及びその出資比率において、本ファイナンスに伴い、出資者のSHEN PEI JIN (沈 培今) 氏は、追加出資を行う予定であるため、出資比率が大幅に増加する予定であります。なお、ZHAN YE (詹 冶) 氏につきましては、追加出資の予定はありません。

a. 割当予定先の概要	名称	Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド)		
	所在地	IFM Independent Fund Management A.G Austrasse 9, P.O. BOX 1121 FL- 9490 Vaduz Principality of Liechtenstein		
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内に事務所はありません。なお、国内代理人の概要は以下のとおりです。		
		名称	株式会社三菱東京UFJ銀行	
		所在地	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	
		代表者の役職	頭取 永易 克典	
		事業内容	銀行業	
		資本金	17,119億円（平成23年3月末）	
	代表者の役職及び代表者	Director Luis Ott		
	出資額	233百万円（平成23年10月末）		
	組成目的	純投資		
主たる出資者及びその出資比率	主として欧州の銀行等で構成されております。なお、出資比率が10%を超える出資者はありません。			

なお、Japan Opportunity Fundの出資者については、以下の条件に合致する少数の適格な投資者だけを対象としております。

- ・リヒテンシュタインと同等の管理水準にある国に本店所在地をおく、法人、特に銀行、有価証券取扱商社、財産管理企業、生命保険会社、失業／老後保険機構、郵便事業、共同資本投資機構ならびにその管理会社
- ・前年度における企業の預金残高が200万スイスフラン以上、あるいは他の通貨でその同等価値を達成している、宣伝事業に關与する企業
- ・契約時点で直接あるいは間接的に100万スイスフラン以上、あるいは他の通貨でその同等価値を所有している個人、会社、受託機構、宣伝事業に關与しないその他の共同機構と財産管理機構

b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	割当予定先は、当社普通株式4,673,300株（発行済株式総数の9.53%）を保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

（注） 割当予定先の概要は、本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

(1) 当該資金調達のための目的及び理由

当社グループの事業展開は、創業事業の宝飾品事業を中心に、投資事業、WEB情報事業、リサイクル事業を営んでおります。

その中で現在当社を取り巻く経営環境におきましては、非常に厳しい状況が続いております。創業来進めております宝飾品事業につきましては、高級輸入時計を中心とする、リセール・オークション事業や国内における小売営業展開を現在、当社グループの株式会社ドゥーズが運営する「Douze12AOYAMA」において、積極的に行い、シェア拡大・向上に務めておりますが、東日本大震災による需要低下の影響もあり、平成23年9月期の売上高は2,780百万円(前年同期比20.8%減)に留まっております。

また、リサイクル事業、流通サービス関連事業等の新規事業にも進出しているものの、事業基盤の確立、及び収益の拡大には、しばらくの時間を要することが想定されるため、当社グループの収益基盤を万全なものとするまでには、今後も引き続き厳しい状況が想定されます。

また、当社としては、過去、多額の資本を増強させていただき、その都度株主様にご理解、ご支援を頂戴してまいりました。海外オークション市場への進出、持株会社体制への移行による宝飾品の取り扱い商材・市場の住み分け、M&Aによるグループの拡大等の業績回復策を講じて参りました。

しかしながら、業績が上らず、結果として平成19年9月期より、5期連続で当期純損失を計上し、株主様、投資家の皆様方のご期待に応えられなかったことは、真に遺憾に思う次第であります。

重ねて、平成23年2月28日を効力発生日として、10株を1株とする株式併合を行い、発行済株式数の適正化を実施したにも関わらず、本年3月11日に起きました東日本大震災の影響により宝飾品事業のかつて無いほどの販売実績の悪化、併せてWEB情報事業の震災影響による受注の低下、流通経路の停止、流通サービス関連事業における、首都圏に次ぐ福島エリアの震災による販売基盤である遊技場の消滅・営業中止、リサイクル事業における東北進出計画の白紙等の影響を多大に受けてしまいました。

同じく当年5月には、WEB通販上における商品及びその広告手法が薬事法違反に抵触する旨の指摘を受け、同事業の中止並びにその影響による携帯サイトの公式キャリア契約の解除等の事態を招いてしまいました。

更に、本年8月には当社の現職代表者が急逝したことにより、進行途中でありましたグループ全体の回復対策も白紙に戻さざるを得ない事態となりました。

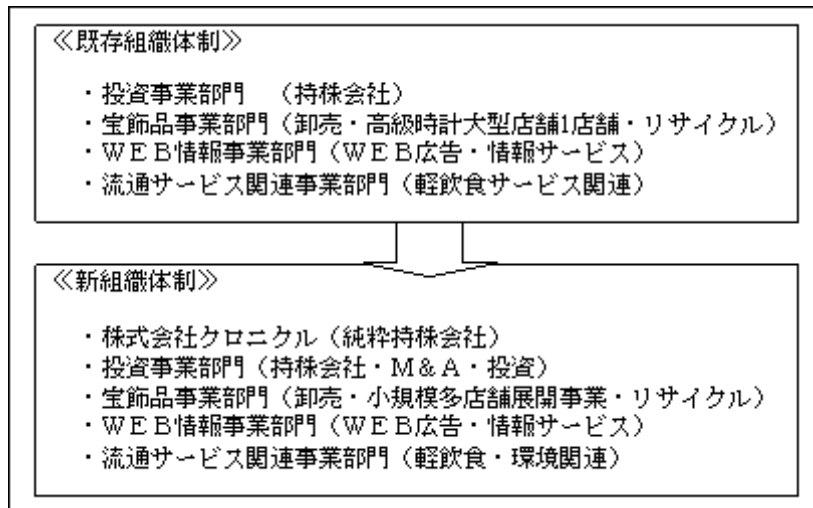
結果として、この度の資金調達により、発行済株式数の増加となることにつきましても、深くお詫び申し上げます。

当社の現状における資金繰りの状況と致しまして、手元流動資金の確保が喫緊の課題となっております。平成23年9月末時点における現預金残高は165百万円であり、現時点において営業活動による資金増加は厳しい環境であることから、何らかの資金調達がなされない場合、当社の手元流動資金も平成24年2月でショートする可能性があります。そこで本ファイナンス新株予約権の発行による払込及び行使965百万円が実施された場合は、当面の手元流動資金を補うことができる予定であります。

また、事業構造の再編を目的として、現在当社を取り巻く事業環境の変化に対応するために中期経営計画を策定し、当社グループの持株会社としての機能を十分に発揮し、グループ会社間の連携・競業化を促進していくこと(事業派生化)により各グループ会社の収益改善・向上を達成、当社グループの企業力と企業価値向上を目指していくこといたしました。

現状の当社の課題として、1. 当社グループとしての事業基盤再構築、2. 財務基盤の強化、3. 企業力の強化が必要であることを認識しており、そのための実施策として、具体的には、1. 次なる時代に向けたグループ全体の経営基盤確立のための組織改編、2. グループ全体の業績・収益向上のために当社の持株会社としての機能を強化、3. 各グループ会社は新たな販売チャネルを開拓・構築と取扱い商品のブラッシュアップを行うことを目的とし、着実にそして迅速に企業価値の向上を行うことと致します。

なお、組織体制につきましても、既存の枠組みを再構築し、効率性の高い事業活動達成のため、以下のような組織体制にて業務を行ってまいります。



また、各事業部につきましても、以下のとおり、組織強化並びに効率化を図ってまいります。

< 投資事業部門 >

まず、投資事業部門は、これまで当社が主として限りある事業投資資金を運用益を目的として慎重な運用手法にて展開してまいりましたが、今後は組織改編に伴い、投資事業部門担当の事業会社である株式会社ビジネスアルファ24にて展開していく計画としております。

具体的な展開と致しましては、当社の中期経営計画に沿って、グループの企業力向上のための投資と収益性重視の投資を基本方針として投資活動を行ってまいります。

基本戦略として、グループ会社に直接的に貢献する案件、シナジー効果の高い案件、グループ会社との協業プロジェクト、グループ会社間の連携運動に関係する案件への投資を優先して行ってまいります。特に協業プロジェクトはグループ全体への貢献と運用収益とも見込めるため、積極的に取り組んでまいります。なお、中期経営計画の推進に伴う、当該投資事業における事業展開に必要な資金としては、今後の営業キャッシュ・フローによる資金獲得により、行っている予定です。

< 宝飾品事業部門（多店舗化） >

現在、宝飾品事業は株式会社アメイジングバリューが業務用関連事業を展開しており、株式会社ドゥーズが小売事業を展開し、当社グループ内では、最も長い歴史のある事業であります。

しかしながら、この数年の業績は消費不況の影響を直接的に受け、下降傾向にあり、当該事業については事業会社の再編成を含めた抜本的な対策を講じる計画であります。

事業方針としては、上記2社の事業統合（もしくは法人合併）による省コスト経営への転換と、時代に適合したマーケティングによる時計・宝飾品事業のトータルサプライヤー企業への転換であります。

基本戦略としては、販管費の大幅な圧縮によるキャッシュフロー経営化と、グループ内WEB情報事業部門との協業によりeコマースへのプラットフォームへの転換、高収益派生化事業へ展開をしてまいります。

また、具体的な事業内容については、以下の通りです。

宝飾品・時計流通事業

卸売及びディーラー業務は継続しつつ、店舗販売の小売事業は現在の1店舗集中型より小規模複数店舗による地域ごとのユーザーニーズ対応型店舗展開の戦略を行い、更にeコマース、ハウスオークション等の新たな販売チャネルを構築、そして参入を行い、より能動的な事業体制の確立を行います。これにより在庫消化・小売による粗利率向上を達成し、業界における独自のビジネスポジションの獲得を目指します。

黄金市場FC事業

従来より行っていました派生化事業の一環として「売る」から「買う」ビジネスモデルとして金・プラチナを中心とした買取りリサイクルビジネスを行う「黄金市場」の事業展開につきましては、自社ネットワークをフル活用し、また、JASDAQ上場企業グループの知名度と実績でFC店の募集・営業における強化を行ってまいります。限りある資源の有効活用という点からも社会性のある事業であると考えております。

なお、当該FC店の募集・営業における強化についての必要な資金は、今後の営業キャッシュ・フローによる資金

獲得により、行ってまいる予定です。

<WEB情報事業部門>

現在、WEB情報事業部門は、株式会社エーディアンドディーがモバイル関連事業を展開し、株式会社エフ・データクリエイションが主にWEB企画制作事業を展開しております。

なお、これまでは株式会社ビジネスアルファ24もコンテンツ事業を行っていましたが、今後は投資事業部門の事業会社とする方針のため、コンテンツ事業は上記2社へ事業譲渡する予定であります。

事業方針としては、上記2社の事業統合(もしくは法人合併による省コスト経営への転換と両社の事業面インフラ活用によって事業効率の向上を図ってまいります。

これまでも業績としては安定していたものの、ほぼ横ばいの状態であり、競争が激しく、またコンテンツの寿命が短命化していく事業環境の中で、モバイルコンテンツ事業においては現在のユーザーをいかに満足させるコンテンツを供給できるかが大きなポイントであり、また企画・制作事業においては独自の開発ノウハウを持つかが事業の推移を大きく左右するポイントとなっております。

基本戦略としては、事業統合による販管費の大幅な圧縮による収益の向上と、グループ内事業会社及び外部ネットワーク企業との協業でのeコマースへのプラットフォームの提供や新たなコンテンツの販売により事業の高収益化を目指します。

なお、株式会社エーディアンドディーは平成23年度に販売商品に関して薬事法違反の疑いを受け、取締りの対象となったことから減収の要因となりました。

本中期経営計画においては、グループ会社のeコマースを協業で行う事、並びにグループ会社である株式会社エフ・データクリエイションよりWEB企画・制作部門の事業譲渡を受け、事業再構築を図る計画と致しました。

なお、中期経営計画の推進に伴う、当該WEB情報事業における事業展開に必要な資金としては、今後の営業キャッシュ・フローによる資金獲得により、行ってまいる予定です。

<流通サービス関連事業部門(新規商品の取扱い)>

現在、株式会社アメイジングバリューが事業展開している流通サービス事業を株式会社クリエイト24に事業譲渡し、流通サービス事業部門の事業会社とする計画であります。

事業方針としては、従来からの軽飲食系業種へのコンサルティング及び営業代行業務は取扱数を向上させ、継続し、環境系製品の販売代行業務は当社グループのネットワークを活用し、拡充していく方針であります。

基本方針としては、外部企業との提携により、固定費を軽減した売上高よりも、営業利益優先の営業方針を徹底させて参ります。また、当該事業の展開により外部企業とのネットワークを拡充する事により当社グループ全体・各社へのアライアンス構築にも寄与することを計画しております。

また、事業内容としては、以下のとおりです。

コンサルティング業務

高額商品を扱ってきた営業ノウハウを商品化し、軽飲食・化粧品等の業種の企業へ提供

営業代行業務

今後需要が見込まれる環境系製品に特化した販売代行業務

その他

当社グループの海外ネットワークを活用し、海外事業展開を計画する企業へのコンサルティング業務、また、海外から日本へ進出を希望する海外企業に対するコンサルティング業務等

上記のとおり、本ファイナンスによる資金調達により、喫緊の最重要課題である資金ショートを回避し、また、当社の中期経営計画を推進し、収益改善・向上を達成、当社グループの企業力と企業価値向上を実行する上では、計画を実行するための事業資金の確保は必要不可欠ではありますが、当社グループにおける平成23年9月期の連結会計期間末の現金預金残高は165百万円であり、手元資金のみで当該計画を実行していくことは困難であることから、あらゆる方面での資金調達を検討してまいりました。

その中、今回の割当先より、当該新株予約権の発行による資金調達の提案を頂き、当社での検討を重ねてまいりました結果、当該エクイティ・ファイナンス手法は当社が必要とする事業資金を調達するにあたり、現時点において行い得る最良のものとして判断いたしました。

当社といたしましては、今般の資金調達における検討の段階で、当初早期に資金調達を可能とする新株式だけの発行を含めて検討してまいりました。しかしながら、当社の現在の財務状況、及び収益の状況を踏まえ、複数の割当先との交渉を進めた結果、新株予約権による資金調達方法、かつ中長期保有の確約がなく、割当先の意向による監督機能強化を目的として社外取締役の参入を頂く条件による、資金調達方法を選択するしかありませんでした。当社としても、継続して割当先との交渉を続けてまいりましたが、割当先からの強い要望により、市場価額を鑑みながら自分の判断で行わせるこ

とができる新株予約権でないことと引受けることはできないとの回答があり、割当先の意向を踏まえ、割当先の判断で行使することができ、市場価額が行使価額を上回っている状況においては資金調達が期待できることから、割当先の意向を踏まえ、新株予約権での発行による資金調達を行うことと判断致しました。

上記のことなどから、今回、新たな資金調達を行うことによりクロニクルグループの企業だけでなく事業自体も改編を行い、当社における、今後の成長性をより強固なものとし、現在の課題となっている営業キャッシュ・フローの安定化を含めた財務基盤の健全化のための資金需要を満たすべく、本資金調達を企図するものであります。

なお、本ファイナンスは割当先との交渉を進めた結果により、新株式による資金調達ではなく、新株予約権による資金調達方法であるため、現時点においては、新株予約権の行使については、市場価額の水準を鑑みながら、行使を行うと前向きな姿勢ではありますが、割当先の何らかの要因により、本新株予約権の行使について、一部及び全部が予定通りに行われず、当社として必要な資金調達がなされないリスクがあります。

一方、本新株予約権の発行に伴う潜在株式が全部行使された場合には、当社株式の希釈化が生じることになり、株主の皆様には大きな影響が生じると考えられます。しかしながら、当社の財務基盤を強化し、既存事業を再生していく上で、必要不可欠な資金調達であり、将来的には企業価値の向上にも資するものと判断しておりますので、第32回定時株主総会におきましては、株主の皆様からご承認を得られるよう努めて参ります。

(2) 割当予定先を選択した理由について

当社は、今回の第三者割当増資にあたり、今後の事業計画に基づく実行、及び株主、投資家、証券市場に株式価値の希薄化を配慮したスキームを用いること、当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当先等が反社会的勢力と一切のかかわりが無いことの確認ができることを基準に、新たに複数の投資家の中から当社の事業方針及び今後の事業展開について賛同頂ける先を探してまいりました。

Red Drum Invest Limited (レッド ドラム インベスト リミテッド)

今回、筆頭株主であるJapan Opportunity Fundのファンドマネージャーである霜見誠氏より、同業の投資家として沈培今氏及びRed Drum Invest Limitedの紹介を受けました。なお、Red Drum Invest Limitedには、沈培今氏と詹治氏の出資するファンドであるとの説明を受けております。

当社の現状における財務状態、及び経営状態、及び当社の事業内容をご理解して頂いたうえで実行すること、割当先等が反社会的勢力と一切のかかわりが無いことの確認ができることを基準として、割当先の選定を進めておりましたが、その中で、上記の全ての条件に合致する割当先として、紹介を受けております。

Red Drum Invest Limitedは、British Virgin Islandに設立登記された法人ではありますが、2008年の設立後、実質的な休眠状態にあり、今回の増資を機に、活動を再開することとなりました。現在、中国上海にその活動拠点があり、当社としても、現地に訪問し、実態を確認しております。

その後、当該ファンドと協議並びに交渉の結果、当社の事業再編に関して再度の支援の確約を頂き、今回割当予定先に選定いたしました。また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、Red Drum Invest Limitedから当社の経営方針を尊重して頂いておりますが、当社に対する監督機能強化を目的として2名の社外取締役の参入を頂く予定であります。なお、当社は、Red Drum Invest Limitedより、Red Drum Invest Limited、及び出資者である沈培今氏と詹治氏については、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりが無いとの確認を得ております。

なお、Red Drum Invest Limitedの実質的な出資者である、SHEN PEI JIN (沈 培今)氏は、上海瀚叶投資有限公司の総経理を兼務しております。上海瀚叶投資有限公司は、中国国内における上場株式を対象に、投資運用業を営む企業であります。

今回の資金は、本ファイナンスの払込日である平成23年12月26日までに、本ファイナンスの権利行使総額相当額以上の金額を、沈培今氏よりRed Drum Invest Limitedへ出資をされ、新株予約権の行使を行うことの説明を書面で受けております。なお口頭において、新株予約権の行使は、その時点での市場動向を鑑み判断すると確認しております。

また、参入を予定しております、取締役2名につきましては、沈培今氏は、上記のとおり、Red Drum Invest Limitedの主たる出資者であり、馬?氏は、沈培今氏が代表を務める上海瀚叶投資有限公司の財務担当であります。

当社といたしましては、上海にて両候補者と面談を行った際に、出資を行い且つ取締役として経営に参画する以上、当社の黒字化に協力頂き株式を中長期に保有する事を前提にしている意思表示を受けています。

Japan Opportunity Fund (ジャパン オポチュニティー ファンド)

当該引受先は、平成19年4月に当社が発行した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受先であり、その後も現

在に至るまで安定筆頭株主であります。

Japan Opportunity Fundは、リヒテンシュタインにおいて投資企業に関するリヒテンシュタイン国法に基づき2006年に法規上非独立の公開投資ファンドとして、同国の正式認可を受けて設立されたファンドであり、欧州のファンド連盟にも正式登録しており、世界中へ投資活動を行っているファンドであり、日本国内への投資についても行っている企業であります。従来からの筆頭株主であり今回、当社の事業再編に関して再度の支援の確約を頂き、今回割当予定先に選定いたしました。

また、エクイティ・ファイナンスにかかる条件も、本新株予約権については今後の資金調達に応じ、新株予約権を取得できる旨の取得条項及び譲渡制限条項が付されており、本新株予約権の割当後におきましてもより有利な資金調達手法を選択することができ、当社及び当社の既存株主様にとって現時点で取り得る最良の方法であると判断しました。

なお、Japan Opportunity Fundから当社の経営方針を尊重し、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの内諾を頂いており、当社は、Japan Opportunity Fundより、反社会的勢力との取引関係、資金あるいは人的関係を含め、一切のかかわりがないとの確認を得ております。

なお、Japan Opportunity Fundの出資者につきましては、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査（反社会勢力との関わりを含む）をJapan Opportunity Fundが行っており、審査結果に問題の無いことをJapan Opportunity Fundが確認しており、Japan Opportunity Fundの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）である事実、暴力団等が本ファンドの運営に関与している事実、Japan Opportunity Fundの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実などない旨、確認しております。

d 割り当てようとする株式の数

Red Drum Invest Limited（レッド ドラム インベスト リミテッド） 40,800,000株（408個）

Japan Opportunity Fund（ジャパン オポチュニティー ファンド） 7,200,000株（72個）

e 株券等の保有方針

当社は、本新株予約権の各割当予定先に対し、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式に関して、中長期保有についての確約頂くことをお願いいたしました。各割当予定先からは、投資目的が純投資であるため、売却する可能性というものは、常に排除できないものの、当社の意向を理解頂き、中長期にわたり、保有していきたいという口頭での回答がありました。

併せてRed Drum Invest Limitedからは、取締役2名の参入を行うことを前提として当該ファイナンスの交渉を行っていることなどから、総合的に勘案し、当社としては、基本的に安定株主として中長期に継続して当社株式を保有される方針であるとの理解をしております。

但し、万が一、当社株式を売却する状況となった場合においては、当社は、本新株予約権の各割当予定先から、新株予約権の行使の結果、交付を受けることとなる当社株式を売却するにあたっては、最大限市場の動向に配慮する方針であることを確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

Red Drum Invest Limitedの払込み及び権利行使に要する財産の存在につきましては、Red Drum Invest Limitedより、出資者であるSHEN PEI JIN（沈 培今）氏より出資を受け、Drum Invest Limitedが行使を行う旨の説明を書面にて受けており、またSHEN PEI JIN（沈 培今）氏の預金残高を確認できる書面において、現時点において、払込み及び権利行使分全額に要する資金総額820百万円に十分足りる預金残高を確認しております。

Japan Opportunity Fundの払込み及び権利行使に要する財産の存在につきましても、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、支障がない旨の確認書類として、預金通帳が無いため、Japan Opportunity Fundのファンド残高を確認することのできるレポートを受領しております。また、本新株予約権の発行について各割当先より発行日までに払い込むことの確約をいただいております。当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

Red Drum Invest Limitedにつきましては、当該割当先及び割当先の役員、並びに出資者が反社会勢力の影響を受けているか否か、並びに割当先の国内代理人及び国内代理人の役員が犯罪歴や警察当局から何らかの対象になっているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である（株式会社ジェー・ピー・エス：代表取締役村上英嗣：東京都千代田区神田神保町3-2-5）に調査を依頼いたしました。大使館に情報確認を行う等の方法により調査を行った結果、割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ていることに加え、割当先の国内代理人についても当該信用調査機関の結果から問題がない国内代理人であると考えております。

また、Japan Opportunity Fundにつきましても、当該割当先及び割当先の役員が反社会勢力の影響を受けているか否かについて、当社から第三者の信用調査機関である（株式会社ジェー・ピー・エス：代表取締役村上英嗣：東京都千代田区神

田神保町3 - 2 - 5)に調査を依頼いたしました。その結果、当該割当先について反社会勢力の影響を受けている事実が無いことの回答を得ていることから、当該信用調査機関の結果から問題がないファンドであると考えております。なお、Japan Opportunity Fundの出資者につきましては、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会勢力との関わりを含む)をJapan Opportunity Fundが行っており、審査結果に問題の無いことをJapan Opportunity Fundが確認しており、Japan Opportunity Fundの出資者が暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が本ファンドの運営に関与している事実、本ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力もしくは関与している事実などない旨について確認しております。

また、当社は割当予定先であるRed Drum Invest Limited、Japan Opportunity Fund、割当予定先の出資者であるSHEN PEI JIN(沈 培今)氏、ZHAN YE(詹 冶)氏、及びSHEN PEI JIN(沈 培今)氏が総経理を務める、上海瀚叶投資有限公司、並びに今般取締役への参入を予定している、上海瀚叶投資有限公司の財務担当である馬?氏に対し、インターネット検索サイトを利用し、法人名、役員名、株主名、取引先等についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞り込み、複合的に検索することにより、反社会的勢力との関わりを調査いたしました。その結果、反社会的勢力等との関わりを疑わせるものが検出されませんでした。

上記のことから、割当先におきましては、各割当先及び割当先の役員、並びに出資者が反社会勢力との取引関係及び資本関係を一切有していないことを確認しており、当該割当先の役員または議決権を持つすべての関係者に暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者である事実はないことを確認いたしております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、公平性を期すため、第三者評価機関（エースターコンサルティング株式会社 東京都渋谷区恵比寿 代表取締役 山本 剛史）に価値算定を依頼しております。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価24円（平成23年12月6日の終値）、権利行使価格20円、ボラティリティ87.57%（平成21年10月から平成23年11月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.13%（評価基準における2年物国債レート）、配当率0.00%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき10,968円との算定結果を得ております。

第2回新株予約権の発行価格につきましては、当該発行要領に定められた諸条件を考慮し、一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果による新株予約権公正価値査定書（本新株予約権1個につき10,968円）を参考に割当先と交渉した結果、双方の合意に基づき、本新株予約権の1個当たりの払込金額を11,000円といたします。

行使価額については、平成23年11月7日から平成23年12月6日まで（本ファイナンスに係る取締役会決議日の前営業日）の直近1ヶ月間の終値平均19.90円から、0.5%プレミアムの20円といたしました。

割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（2年後または取得条項発動14日後）に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

なお、本新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正CAPMにより算定した株主資本コスト5.51%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分58.37%を加えた63.88%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額20円に代替資金調達コスト分13円を加えた33円としております。なお、取得条項を発動する場合、当社取締役会決議により2週間以上前までの通知で発行価額と同額での取得が可能としております。

当社株価が一定程度上昇する時には、仮に取得条項がないとするとより有利な代替資金調達方法を採用することができないため既存株主の権利を毀損することになります。一方、当社がより有利な代替的な資金調達手法を確保することは、既存株主の保護につながることから、今回の査定において取得条項とその発動タイミングを勘案し公正価値を評価していることは、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しております。また、自社が現時点において想定しているコール発動水準（コール発動水準について引受契約には記載がなく明確な発動タイミングは設定しておりませんが、かつ、新株予約権発行が資金調達を目的としたものであり、発行後すぐにコール条項を発動することは想定しておりませんが、株価が約40円に大幅に上昇したり、当期純利益が黒字となるなど改善が見込める状況になり市場からの調達金利が約10%低下するなど、代替的な資金調達のほうが希薄化の影響が少なく効果的に株主資本の増強が図れる状況となり既存株主の保護のために有利と判断される場合に、株主価値の最大化の観点からコール条項を発動したほうがよいと自社が判断する水準）と異なる水準、つまり株価が33円となるとコールが発動されるという前提に基づいて新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的にコール発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることから、自社が現時点において想定しているコール発動水準と異なるコール発動水準を採用している点について合理的と判断しております。

株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株あたり企業価値の希薄化の影響を考慮し、株価24円の時に全量行使された場合、希薄化により株価が23円に低下するとの前提としております。

株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり50,600株（最近2年間の日次売買高の中央値である506,000株の10%）づつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

また、当社取締役会は、上記の評価報告書を踏まえて、当社の業績動向、財務状況、株価動向、割当先との協議内容を総合的に勘案し、平成23年12月7日開催の取締役会において、次のとおり決定しております。

現在の当社の状況における資金の出し手が極めて限定的であり、割当先と行使価額については、平成23年10月3日から10月31日の株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値の20円から22円までの株価で行使価額を前

提に交渉を開始しましたが、本割当先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、行使価額の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限定的な資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、事業の継続展開は困難となるため、そのような状況を踏まえ、行使価額についても発行条件の調整を行いました。

なお、行使価額20円は本ファイナンスに係る取締役会決議直前営業日の終値株価24円に対しては16.7%のディスカウント、前日までの最近1か月平均19.90円に対しては0.5%のプレミアム、前日までの最近3か月平均20.25円に対しては1.2%のディスカウント、前日までの最近6か月平均22.26円に対しては10.2%のディスカウントであります。

なお参考までに、株式会社大阪証券取引所JASDAQ市場における平成23年6月の月間終値平均は20.86円、平成23年7月の月間終値平均は27.25円、平成23年8月の月間終値平均は22.78円、9月の終値平均は20.95円、10月の終値平均は20.50円、11月の終値平均は19.45円であります。

本新株式の発行価額の算定方法について、取締役会決議日の前営業日までの直近1ヶ月終値平均株価を基準として算定しましたのは、当社の現状、特に本年3月11日に発生いたしました東日本大震災の影響を受けることとなりました、平成23年第3四半期における決算発表日である平成23年8月15日以降の株価を前提とし、「平成23年9月期決算短信」の開示による株価への影響を織り込んだ直近1ヶ月平均の株価が、当社の現状の企業価値を反映していると判断いたしました。

なお、当社監査役会4名全員(社外監査役3名)から、本件第三者割当による新株予約権の払込価格については、それ自体特に割当予定先に有利な価額ではなく、本新株予約権の発行は有利発行には該当せず適法である旨の意見をいただいております。なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、いずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された新株予約権の払込金額とを比較し、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断され、且つ、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価(24円)、権利行使価額(20円)、ボラティリティ(87.57%)、行使期間2年、リスクフリーレート(0.13%)、配当率(0.00%)等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額(オプション価額)をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社であるエースターコンサルティングを起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額を上回る金額として決定されていることから、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資により発行する予定の新株予約権の目的となる株式である48,000,000株により(議決権の数は48,000個)により割り当てられた株式に係る議決権の数を、本届出書提出日(平成23年12月7日)現在の当社の総株主の議決権数(48,969個)で除した割合は、98.02%となります。これは、本新株式の発行が、最近日現在における総株主の議決権に対して25%を超える大規模な新株式の発行であることを示しております。なお、当該大規模な第三者割当の方法による新株式の発行理由につきましては、後記「大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおりであります。

5【第三者割当後の大株主の状況】

割当前				割当後（新株予約権が 全て行使された場合）	
氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合（%）	所有株式数 （株）	総議決権 数に対する所有議 決権数の 割合（%）
レッドドラム インベスト リ ミテッド	P.O.Box 957, Offshore Incorporations Centre, Road Town, Tortola, the BVI	-	-	40,800,000	42.08
エスアイエックス エスアイエ ス エルティーディー	BASLERSTRASSE 100,CH-4600 OLTEN SWITZERLAND	4,673,300	9.53	11,873,300	12.24
栄 洋輔	東京都杉並区	2,230,000	4.55	2,230,000	2.30
ペレッシング・ディー・ブイアイ ・オブ・ディー・エルジェイ・エ スエーシー・コープ	One Pershing Plaza Jersey City New Jersey U.S.A	2,180,000	4.45	2,180,000	2.25
アイピージェイ アジア セキュ リティーズ エルティ ディークライアント アカウン ト	17TH FLOOR, TWO PACIFIC PLACE 88 QUEENSWAY, HONG KONG	1,981,300	4.05	1,981,300	2.04
クレディ スイス エージー	1 RAFFLES LINK 05-02, SINGAPORE	1,510,300	3.08	1,510,300	1.56
豊岡 幸治	東京都品川区	1,351,700	2.76	1,351,700	1.39
平山 栄一	東京都町田市	1,246,176	2.54	1,246,176	1.29
エイチエスピーシープロッキ ング・エスエーシー（アジア）	3/F Hutchison House 10 Harcourt Road, Central, Hong Kong.	860,000	1.76	860,000	0.89
フィリップ・セキュリティーズ （香港）	11/F United CTR 95 Queensway, Hong Kong.	755,550	1.54	755,550	0.78
計	-	16,788,326	34.26	64,788,326	66.82

- （注）1．所有株式数につきましては、平成23年9月30日時点の株主名簿に記載された数値を基準として記載しております。
- 2．直近日現在（平成23年9月30日）の発行済株式総数は48,969,237株であります。
- 3．総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入しております。
- 4．今回発行される新株予約権は、行使までは潜在株式として割当先にて保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。
- 5．割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、今回発行される本新株予約権が全て行使された場合における数値となります。なお、今回の割当先以外の株主（新株式発行前からの株主）の議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成23年9月30日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
- 6．当新株予約権の割当先のうち、Japan Opportunity Fundに関する株式の議決権は全て名簿管理人であるエスアイエックス エスアイエス エルティーディーが所有することとしております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株予約権の行使による割当株式数は48,000,000株であり、平成23年12月7日現在の当社発行済株式総数48,969,237株の98.02%に相当することとなります。

これにより既存株主の皆様におきましては、大幅に株式持分及び議決権比率が低下いたします。また、1株当たり純資産額、1株当たり予想当期純利益が低下する恐れがあることから、大規模な1株あたりの希薄化が生じることから、既存株主様の株式価値が一時的に低下する可能性があると考えております。

しかしながら、当社は、平成23年11月18日付「平成23年9月期決算短信」にて公表いたしましたように、依然として営業キャッシュ・フローのマイナスや、多額の未払債務及び税金滞納等の財務上の問題が、継続しております。また、キャッシュ・フローが不安定な状況の中、月額2千万円から3千万円の深刻な資金不足となっており、この資金不足によりこれまでの仕入に伴う延滞債務が、本書提出日現在において、57百万円累積しており、これらの延滞債務等により、営業面による新たな商品仕入に対する制限も生じております。

今回のファイナンスは、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由 (1) 当該資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、今回のファイナンスによって調達を行う964,800,000円については、現在の運転資金の確保、及び当該事業のための再編に係る費用として使用するため、将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。現在の当社の厳しい経営環境において、収益を確保するためには当該事業による資金の確保は必要であると考えております。

また、今回のファイナンスによって、当社の財政面での安定性を確保し、その基盤の上に、事業再編及び新規事業の確立による収益性の改善と成長を図るために、当該規模の資金調達が望ましいと考えており、当社の本格的な業績の回復には時間を要する状況であるため、公募増資や金融機関借入の実施は難しい状況であることを鑑みると、本スキームによる資金調達は、既存株主の皆様が保有している株式の経済的価値を向上させるものであると判断しております。

以上により、新株予約権の発行に伴って大規模な希薄化が生じることとなりますが、本新株予約権の発行について、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定による、本新株予約権の発行についての既存株主に対する直接の意思確認を行うため、平成23年12月7日開催の当社取締役会において、平成23年12月22日に開催する第32回定時株主総会における特別決議議案として当該第三者割当による新株予約権の発行に関する決議を得ることを前提として、本新株予約権の発行を決議いたしました。

(第三者割当による新株式予約権発行を選択した理由)

当社は、本資金調達を実施するにあたり、多種に渡る資金調達方法を検討してまいりました。

しかしながら、間接金融（銀行借入）による資金調達は、平成19年9月期以降、5期連続での当期純損失を計上しており、また、平成23年9月期における現預金残高は165百万円と、経営を逼迫する状況になり、事実上困難な状況であります。そのため、既存株主の皆様が株式の希薄化というリスクを懸念しつつも、直接金融に依拠せざるを得ない状況であります。

当社といたしましては、当面の資金ショート回避及び、早期の業績の回復を図るため事業の多角化及び強化を目指しており、当初は株式での資金調達に関して相談いたしました。当社の財務状況が悪いことを理由に断られ、新株予約権による割当となりました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当による新株予約権が行使された場合における希薄化率は、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に係る議決権の数に対し98.02%となり、25%以上となることを見込まれます。

したがって、当社は株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第2条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成23年12月22日に第32回定時株主総会を開催し、本件第三者割当による新株予約権の発行による資金調達の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断を頂くこととしております。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書及び四半期報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年12月7日）までの間において生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。

以下の変更部分には、将来に関する事項が含まれていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年12月7日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成23年12月7日）現在において変更の必要はないと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年12月7日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

平成22年12月24日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

平成22年12月22日開催の当社第31期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保し、将来の利益還元にも備えるとともに、財務体質の強化を図るために資本金の額を461,500,000円、資本準備金の額を3,671,499,400円減少し、それぞれ5,000,000,000円、0円とするものであります。資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日は平成23年2月28日といたします。

第2号議案 剰余金の処分の件

繰越欠損を解消するため、第1号議案の承認に伴い、第1号議案の効力発生後におけるその他資本剰余金の一部である4,729,122,968円を減少させ、同額の繰越利益剰余金を増加させるものであります。剰余金処分の効力発生日は平成23年2月28日といたします。

第3号議案 株式併合の件

10株につき1株の割合をもって株式の併合を行うものであります。株式併合の効力発生日は平成23年2月28日といたします。

第4号議案 定款一部変更の件

第1号議案及び第3号議案の承認に伴い、発行可能株式総数を減少させ、単元株式数を1,000株から100株に変更するための所要の変更を行うものであります。定款一部変更の効力発生日は平成23年2月28日といたします。

第5号議案 取締役8名選任の件

取締役として、天野裕、石神剛、堀達夫、赤松英樹、中坊哲也、久保田峰夫、澤口慶太、田中亨の8名を選任するものであります。

第6号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、やよい監査法人を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件	220,583	7,069	0	(注)1	可決 96.9%
第2号議案 剰余金の処分の件	220,656	6,992	0	(注)3	可決 96.9%
第3号議案 株式併合の件	215,635	12,013	0	(注)1	可決 94.7%
第4号議案 定款一部変更の件	218,473	9,175	0	(注)1	可決 96.0%
第5号議案 取締役8名選任の件					
天野 裕	218,422	9,230	0	(注)2	可決 95.9%
石神 剛	201,792	25,860	0		可決 88.6%
堀 達夫	218,994	8,658	0		可決 96.2%
赤松 英樹	218,620	9,032	0		可決 96.0%
中坊 哲也	218,681	8,971	0		可決 96.1%
久保田 峰夫	218,666	8,986	0		可決 96.1%
澤口 慶太	218,661	8,991	0		可決 96.1%
田中 亨	218,690	8,962	0		可決 96.1%
第6号議案 会計監査人選任の件	221,802	5,835	0	(注)3	可決 97.4%

(注)1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

3 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権を集計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

平成23年 7月25日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成23年 7月21日をもって、金融商品法第193条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動があり、同日開催の当社監査役会において、会社法第346条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 4 の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 異動する監査公認会計士等の氏名又は名称

就任する監査公認会計士等の名称

明誠監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

やよい監査法人

(2) 異動の年月日

平成23年 7月21日

(3) 退任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成22年12月22日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近 3 年間に作成した監査報告書または内部統制報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

関係者と協議をした結果、現在の会計監査人であるやよい監査法人から十分な引継がなされる旨の確約を得られたことから、同監査法人と当社の監査契約の解除について合意し、今般の公認会計士等の異動を行うことといたしました。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

平成23年 8月 8日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成23年 8月 3日をもって、代表取締役会長である天野裕の逝去に伴い代表取締役の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、旧役職名及び生年月日

氏名、旧役職名

代表取締役会長 天野 裕

生年月日

昭和32年 2月 4日

(2) 異動の年月日

平成23年 8月 3日

(3) 異動の日における当該代表取締役の所有株式数
96株

平成23年10月3日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、平成23年9月30日をもって、金融商品法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動があり、同日開催の当社監査役会において、会社法第346条第4項及び第6項の規定に基づき、一時会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 異動する監査公認会計士等の氏名又は名称

就任する監査公認会計士等の名称

清翔監査法人

退任する監査公認会計士等の名称

明誠監査法人

(2) 異動の年月日

平成23年9月30日

(3) 退任する監査公認会計士等の直近における就任年月日

平成23年7月21日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書または内部統制報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

関係者と協議をした結果、現在の会計監査人である明誠監査法人から十分な引継がなされる旨の確約を得られたことから、同監査法人と当社の監査契約の解除について合意し、今般の公認会計士等の異動を行うことといたしました。

(6) (5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

平成23年10月7日提出の臨時報告書

1 [提出理由]

当社は、2名代表制を採用し経営体制を強化するため、平成23年10月5日開催の当社取締役会において代表取締役の異動を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該異動に係る代表取締役の氏名、役職名及び生年月日

氏名、役職名

新役職名	氏名	旧役職名
代表取締役副社長	堀 達夫	取締役

生年月日

昭和36年8月22日

(2) 当該異動の年月日
平成23年10月5日

(3) 当該異動の日における当該代表取締役の所有株式数
800株

(4) 当該異動に係る代表取締役の主要略歴

昭和58年4月	グローバル貿易株式会社 入社
昭和61年1月	当社 入社
平成元年10月	当社商品部長
平成6年12月	当社取締役商品部長
平成8年10月	当社取締役営業本部副本部長兼ブランド営業部長
平成12年7月	当社取締役営業本部長（現任）
平成18年4月	株式会社アメイジングバリュー代表取締役社長（現任）

3. 第31期連結会計年度（自平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）の業績の概要

平成23年11月18日開催の取締役会において承認された第31期連結会計年度（平成22年10月1日から平成23年9月30日まで）にかかる連結財務諸表は以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

なお、連結財務諸表は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[次へ](#)

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年9月30日)	当連結会計年度 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	540,378	165,096
売掛金	284,201	212,145
営業投資有価証券	61,866	2,862
営業出資金	895,392	911,616
営業貸付金	308,000	-
商品	940,029	613,809
繰延税金資産	19,066	9,758
その他	67,639	74,496
貸倒引当金	69,296	43,715
流動資産合計	3,047,277	1,946,069
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	57,103	57,103
減価償却累計額	13,371	14,545
減損損失累計額	9,712	9,712
建物及び構築物（純額）	34,018	32,844
工具、器具及び備品	76,259	79,857
減価償却累計額	61,339	64,699
減損損失累計額	9,970	11,749
工具、器具及び備品（純額）	4,948	3,409
車両運搬具	4,830	4,830
減価償却累計額	2,570	2,570
減損損失累計額	2,259	2,259
車両運搬具（純額）	0	0
土地	75,445	75,445
有形固定資産合計	114,413	111,700
無形固定資産		
のれん	1,814,491	1,644,435
その他	39,200	35,852
無形固定資産合計	1,853,692	1,680,288
投資その他の資産		
投資有価証券	37,719	37,719
破産更生債権等	1,098,514	1,430,567
長期貸付金	13,799	29,562
長期未収入金	94,579	89,968
繰延税金資産	14,922	-
その他	110,668	114,631
貸倒引当金	1,093,845	1,480,216

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成22年9月30日)	当連結会計年度 (平成23年9月30日)
投資その他の資産合計	276,358	222,231
固定資産合計	2,244,464	2,014,220
資産合計	5,291,741	3,960,289
負債の部		
流動負債		
買掛金	129,727	100,739
未払金	81,593	84,027
短期借入金	-	9,184
未払法人税等	29,046	5,078
賞与引当金	3,424	3,312
その他	69,589	64,239
流動負債合計	313,381	266,582
固定負債		
長期借入金	-	13,856
退職給付引当金	7,456	7,879
その他	2,647	2,666
固定負債合計	10,104	24,402
負債合計	323,485	290,984
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,461,500	5,000,000
資本剰余金	5,218,220	1,076,598
利益剰余金	5,708,882	2,400,933
自己株式	524	525
株主資本合計	4,970,313	3,675,138
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,057	5,833
その他の包括利益累計額合計	2,057	5,833
純資産合計	4,968,256	3,669,305
負債純資産合計	5,291,741	3,960,289

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
売上高	3,509,825	2,780,189
売上原価	1,673,092	1,521,034
売上総利益	1,836,733	1,259,154
販売費及び一般管理費	2,485,719	2,016,001
営業損失()	648,986	756,846
営業外収益		
受取利息	4,028	878
受取配当金	925	1,838
受取家賃	9,728	9,504
還付加算金	578	-
債務戻入益	15,045	15,448
雑収入	17	2,532
有価証券売却益	12	-
営業外収益合計	30,335	30,202
営業外費用		
支払利息	150	95
支払保証料	-	130
為替差損	54,710	61,097
貸倒損失	1,531	-
貸倒引当金繰入額	10,721	331,658
雑損失	5,191	8,141
持分法による投資損失	-	1,200
営業外費用合計	72,306	402,323
経常損失()	690,957	1,128,967
特別利益		
有価証券売却益	118,551	-
貸倒引当金戻入額	108,669	-
賞与引当金戻入額	5,734	1,351
受取補償金	2,130	-
受取保険金	-	100,078
その他	18	8,674
特別利益合計	235,103	110,104

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
特別損失		
減損損失	112,824	146,824
商品廃棄損	-	29,627
訴訟和解金	-	12,000
株主名簿引継手数料	-	25,948
委託商品回収不能損	-	154,866
固定資産除却損	9,599	-
貸倒引当金繰入額	294,992	-
その他	-	5,554
特別損失合計	417,417	374,820
税金等調整前当期純損失()	873,270	1,393,683
法人税、住民税及び事業税	29,313	3,619
過年度法人税等	53	359
法人税等調整額	8,969	24,230
法人税等合計	20,398	27,490
少数株主損益調整前当期純利益	-	1,421,174
当期純損失()	893,668	1,421,174

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	1,421,174
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	3,776
その他の包括利益合計	-	3,776
包括利益	-	1,424,950
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	1,424,950
少数株主に係る包括利益	-	-

[次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	5,461,500	5,461,500
当期変動額		
減資	-	461,500
当期変動額合計	-	461,500
当期末残高	5,461,500	5,000,000
資本剰余金		
前期末残高	5,218,220	5,218,220
当期変動額		
株式交換による増加	-	126,000
減資	-	461,500
欠損填補	-	4,729,122
当期変動額合計	-	4,141,622
当期末残高	5,218,220	1,076,598
利益剰余金		
前期末残高	4,815,213	5,708,882
当期変動額		
欠損填補	-	4,729,122
当期純損失()	893,668	1,421,174
当期変動額合計	893,668	3,307,948
当期末残高	5,708,882	2,400,933
自己株式		
前期末残高	523	524
当期変動額		
自己株式の取得	0	1
当期変動額合計	0	1
当期末残高	524	525
株主資本合計		
前期末残高	5,863,983	4,970,313
当期変動額		
株式交換による増加	-	126,000
当期純損失()	893,668	1,421,174
自己株式の取得	0	1
当期変動額合計	893,669	1,295,174
当期末残高	4,970,313	3,675,138

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	86,304	2,057
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88,362	3,776
当期変動額合計	88,362	3,776
当期末残高	2,057	5,833
その他の包括利益累計額合計		
前期末残高	86,304	2,057
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88,362	3,776
当期変動額合計	88,362	3,776
当期末残高	2,057	5,833
純資産合計		
前期末残高	5,950,288	4,968,256
当期変動額		
株式交換による増加	-	126,000
当期純損失()	893,668	1,421,174
自己株式の取得	0	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	88,362	3,776
当期変動額合計	982,031	1,298,950
当期末残高	4,968,256	3,669,305

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	873,270	1,393,683
減価償却費	61,765	19,358
無形固定資産償却費	-	14
減損損失	112,824	146,824
のれん償却額	182,186	163,669
貸倒引当金の増減額(は減少)	199,353	360,715
賞与引当金の増減額(は減少)	26,483	111
退職給付引当金の増減額(は減少)	3,758	422
固定資産売却損益(は益)	-	2,705
固定資産除却損	9,599	-
その他の特別損益(は益)	-	952
受取利息及び受取配当金	4,953	2,716
支払利息	150	95
為替差損益(は益)	238	97
営業投資有価証券の増減額(は増加)	83,116	59,004
営業出資金の増減額(は増加)	150,000	20,000
売上債権の増減額(は増加)	72,242	58,223
たな卸資産の増減額(は増加)	305,308	326,219
仕入債務の増減額(は減少)	54,848	33,631
未収入金の増減額(は増加)	52,307	20,095
その他の資産の増減額(は増加)	25,393	5,060
未払金の増減額(は減少)	45,645	636
その他の負債の増減額(は減少)	30,122	18,459
破産更生債権等の増減額(は増加)	-	946
持分法による投資損益(は益)	-	1,200
小計	25,103	309,675
利息及び配当金の受取額	4,535	2,262
利息の支払額	150	95
法人税等の支払額	744	30,598
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,231	338,106

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	10,078	-
定期預金の預入による支出	7	-
有形固定資産の取得による支出	3,988	4,238
有形固定資産の売却による収入	-	4,859
貸付けによる支出	61,100	42,810
貸付金の回収による収入	63,739	22,230
敷金及び保証金の差入による支出	1,550	700
敷金及び保証金の回収による収入	-	3,781
その他の支出	14,474	14,724
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による 支出	-	3,914
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,302	35,516
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	5,374
借入金の返済による支出	-	6,934
自己株式の取得による支出	0	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	1,561
現金及び現金同等物に係る換算差額	238	97
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	22,689	375,282
現金及び現金同等物の期首残高	517,689	540,378
現金及び現金同等物の期末残高	540,378	165,096

(5) 継続企業の前提に関する注記

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

(6) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
	<p>(連結の範囲に関する事項の変更)</p> <p>(1) 連結の範囲の変更 当連結会計年度より、平成22年12月3日を効力発生日とする株式交換に基づき、㈱エフ・データクリエイション及び㈱クリエイト21が子会社となり、新たな関係会社として連結の範囲に含めております。 なお、㈱クリエイト21は平成23年2月4日付で㈱クリエイト24に商号を変更しております。 また、同社は平成23年2月8日付で事業年度を当社と一致させるため、毎期3月末日を決算日とする1年間から毎期9月末日を決算日とする1年間に変更しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 6社</p> <p>(持分法の適用に関する事項の変更)</p> <p>(1) 持分法適用関連会社の変更 当連結会計年度より、平成22年12月3日を効力発生日とする株式交換に基づき、㈱ベルモアカフェが関連会社となり、新たな関係会社として持分法適用の範囲に含めております。</p> <p>(2) 変更後の持分法適用関連会社の数 1社</p> <p>(会計処理基準に関する事項の変更)</p> <p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

(7) 連結財務諸表に関する注記事項

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1 当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益	982,030千円
少数株主に係る包括利益	- 千円
計	982,030千円

2 当連結会計年度の直前連結会計年度におけるその他の包括利益

その他有価証券評価差額金	88,362千円
計	88,362千円

(セグメント情報等)

a. 事業の種類別セグメント情報

前連結会計年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

	宝飾品事業 (千円)	投資事業 (千円)	WEB情報 事業 (千円)	リサイ クル 事業 (千円)	流通 サー ビス 関連 事業 (千円)	その他事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
. 売上 高及び営 業利益									
売上高 (1) 外部 顧客に対 する売上 高	802,285	75,623	2,520,999	3,868	107,048	-	3,509,825	-	3,509,825
(2) セグ メント間 の内部売 上高又は 振替高	10,447	13,076	28,590	-	-	10,570	62,684	62,684	-
計	812,733	88,699	2,549,590	3,868	107,048	10,570	3,572,510	62,684	3,509,825
営業費用	1,154,000	308,448	2,415,365	4,150	102,094	73,956	4,058,016	100,795	4,158,811
営業利益 (又は損失 ())	341,266	219,749	134,225	282	4,953	63,386	485,505	163,480	648,986
. 資産 減価償却 費及び資 本的支出									
資産	808,948	6,136,909	3,742,739	11,651	323,508	1,919,949	12,943,708	7,651,966	5,291,741
減価償却 費	2,627	631	87,014	-	-	197	90,471	28,705	61,765
減損損失	9,737	-	103,087	-	-	-	112,824	-	112,824
資本的支 出	3,988	-	14,315	-	-	-	18,303	-	18,303

(注) 1. 事業区分の方法

事業は、宝飾品事業、投資事業、WEB情報事業、リサイクル事業、流通サービス関連事業、その他事業にて区分しております。

2. 各区分に属する主要な商品

事業区分	主要商品
宝飾品事業	宝飾品(高級輸入時計、宝石類)等
投資事業	営業投資有価証券、匿名組合投資等
WEB情報事業	WEB情報サイト運営、広告等
リサイクル事業	貴金属買取等
流通サービス関連事業	コンサルタント、サービス業務代行等
その他事業	マネージメント料等

(事業区分の方法の変更)

事業区分の方法については、従来、事業の種類・性質の類似性の観点から4区分しておりましたが、当連結会計年度より、新規事業として貴金属買取業務及びコンサルタント業務並びにサービス業務代行等を開始いたしました。

これに伴い、新たな事業区分として、貴金属買取業務については「リサイクル事業」、コンサルタント業務及びサービス業務代行等については「流通サービス関連事業」を新設いたしました。

この結果、従来の方法に比べて当連結会計年度の売上高は、「リサイクル事業」において3,868千円、「流通サービス関連事業」において107,048千円増加しております。また、営業費用は、「リサイクル事業」において4,150千円、「流通サービス関連事業」において102,094千円増加しております。

b. 所在地別セグメント情報

前連結会計年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

c. 海外売上高

前連結会計年度(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

d. セグメント情報

当連結会計年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社及び当社グループは、複数の事業を行っており、当該事業により包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社及び当社グループは、事業本部を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「宝飾品事業」、「投資事業」、「WEB情報事業」及び「流通サービス関連事業」並びに「リサイクル事業」の5事業を報告セグメントとしております。

「宝飾品事業」は、主に、正規高級輸入時計の販売(卸売及び小売)及びリセール商品取扱等であり、

(正規品)

当社子会社である㈱ドゥーズが正規取扱店となっている海外高級腕時計を国内において小売及び卸売販売をしております。

(リセール)

当社子会社である㈱アメイジングバリューが国内外市場に対して宝飾品、特に高級腕時計を中心に販売を行っております。国内外・リセール・オークションをキーワードに販売しております。

「投資事業」は、法人向内容にて安全かつ確実なる投資案件に対し、出資を行っております。

「WEB情報事業」は、結婚情報サイト、競馬情報サイト、WEB広告、WEB通販等を中心に営業活動を行っております。

「流通サービス関連事業」は、軽飲食サービスへのコンサルティング業務、業務受託形態の事業展開を行っております。

「リサイクル事業」は、金、プラチナを中心としたリサイクルブランド「黄金市場」の運営、フランチャイズ展開を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメント利益又は損失()は、営業利益又は損失()ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は仕入原価に対し、社内規定における一定の内部利益率を賦課した内部振替価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	宝飾品事業	投資事業	WEB情報事業	流通サービス 関連事業	リサイクル 事業	
売上高						
外部顧客への 売上高	802,285	75,623	2,520,999	107,048	3,868	3,509,825
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	10,447	23,646	28,590	-	-	62,684
計	812,733	99,269	2,549,590	107,048	3,868	3,572,510
セグメント利益 又は損失()	337,942	283,135	134,225	9,457	8,109	485,505
セグメント資産	808,948	8,056,859	3,742,739	323,508	11,651	12,943,708
その他の項目						
減価償却費	2,627	829	87,014	-	-	90,471
のれん償却	-	-	28,705	-	-	28,705
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	3,988	-	14,315	-	-	18,303

当連結会計年度(自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント					合計
	宝飾品事業	投資事業	WEB情報事業	流通サービス 関連事業	リサイクル 事業	
売上高						
外部顧客への 売上高	686,731	14,180	1,665,483	376,498	37,295	2,780,189
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	17,258	32,999	10,734	-	-	60,992
計	703,989	47,180	1,676,217	376,498	37,295	2,841,181
セグメント利益 又は損失()	179,166	276,609	55,265	29,987	27,272	568,301
セグメント資産	678,784	6,533,007	3,758,723	35,015	10,183	11,015,714
その他の項目						
減価償却費	-	1,024	21,548	-	61	22,634
のれん償却	-	-	3,802	-	-	3,802
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	1,049	5,770	2,475	1,172	10,572	21,039

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	3,572,510	2,841,181
セグメント間取引消去	62,684	60,992
連結財務諸表の売上高	3,509,825	2,780,189

(単位:千円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	485,505	568,301
セグメント間取引消去	10,629	5,265
のれん償却額	153,480	159,866
棚卸資産の調整額	184	138
貸倒引当金の調整額	814	24,760
減価償却費の調整額	-	540
ソフトウェアの調整額	-	2,027
連結財務諸表の営業損失	648,986	756,846

(単位:千円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	12,943,708	11,015,714
セグメント間取引による 債権等の相殺消去	3,670,302	3,824,419
のれんの調整額	1,765,029	1,611,548
棚卸資産の調整額	-	323
貸倒引当金の調整額	54,585	184,744
ソフトウェアの調整額	-	1,784
その他の調整	5,801,279	5,025,189
連結財務諸表の資産	5,291,741	3,960,289

(単位:千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	90,471	22,634	28,705	3,261	61,765	19,358
のれんの償却額	28,705	3,802	153,480	159,866	182,186	163,669
有形固定資産 及び無形固定 資産の増加額	18,303	21,039	-	1,878	18,303	19,161

e. 関連情報

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	宝飾品事業	投資事業	WEB情報事業	流通サービス 関連事業	リサイクル 事業	合計
外部顧客への 売上高	686,731	14,180	1,665,483	376,498	37,295	2,780,189

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社ベルモアカフェ	376,068	流通サービス関連事業

f. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

	宝飾品事業	投資事業	WEB情報事業	流通サービス 関連事業	リサイクル事 業	全社・消去	合計
減損損失	894	1,864	35,504	-	-	108,561	146,824

g. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

（単位：千円）

	宝飾品事業	投資事業	WEB情報事業	流通サービス 関連事業	リサイクル事 業	全社・消去	合計
当期償却額	-	-	3,802	-	-	159,866	163,669
当期末残高	-	-	32,887	-	-	1,611,548	1,644,435

h. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（追加情報）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

[次へ](#)

（1株当たり情報）

前連結会計年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)		当連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	
1株当たり純資産額	11.10円	1株当たり純資産額	74.93円
1株当たり当期純損失金額	2.00円	1株当たり当期純損失金額	29.44円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	-
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p>		<p>なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p> <p>当社は平成23年2月28日付で株式10株を1株にする株式併合を行っております。</p> <p>なお、当該株式併合が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合における前連結会計年度における1株当たり情報については、以下のとおりとなります。</p> <p>1株当たり純資産額 110.98円 1株当たり当期純損失金額 19.96円 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 -</p>	

（注）1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成21年10月1日 至平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失（千円）	893,668	1,421,174
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純損失（千円）	893,668	1,421,174
期中平均株式数（千株）	447,675	48,267
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年12月22日定時株主総会決議による発行新株予約権(10,000個)	同左

（重要な後発事象）

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)									
<p>(株式交換による完全子会社化)</p> <p>当社は、平成22年11月2日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社エフ・データクリエイション（以下「エフ・データクリエイション」という）及び株式会社クリエイティビティ（以下「クリエイティビティ」という）の2社を当社の株式交換完全子会社とする簡易株式交換（以下「本株式交換」という）を行うことを決議し、同日付でエフ・データクリエイション及びクリエイティビティとの間で株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>(1) 本株式交換の目的</p> <p>当社グループの流通サービス関連事業における新たな販売施策展開や市場拡大による業績の改善、向上をより確実性の高いものとして実現するために必要であると判断したこと及び当社グループ内のWEB情報部門とのシナジー効果も見込めることから当社グループ全体の企業価値向上を図れるものと考えたため、簡易株式交換によりエフ・データクリエイション及びクリエイティビティの2社を当社の株式交換完全子会社とすることいたしました。</p> <p>(2) 本株式交換の要旨</p> <p>・エフ・データクリエイションに関して</p> <p>株式交換の日程</p> <p>平成22年11月2日 株式交換契約書の締結</p> <p>平成22年11月2日 株式交換契約書承認当社取締役会</p> <p>平成22年11月2日 株式交換契約書承認</p> <p style="padding-left: 40px;">エフ・データクリエイション株主総会</p> <p>平成22年12月3日 株式交換期日（効力発生日）</p> <p>平成22年12月3日 当社株式新規記録日</p> <p>当社は、エフ・データクリエイションとの株式交換を会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行いました。</p> <p>株式交換に係る割当ての内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">会社名</th> <th style="text-align: center;">当社 (株式交換完全親会社)</th> <th style="text-align: center;">エフ・データ クリエイション (株式交換完全子会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式交換比率</td> <td style="text-align: center;">110,000</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>株式交換により発行する 新株式数</td> <td colspan="2">普通株式：22,000,000株 (本株式交換にあたり、当社自己株式の処分は行いません。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・株式の割当比率</p> <p>エフ・データクリエイション株式1株に対し、当社株式110,000株を割当交付いたします。</p> <p>・株式交換により交付する株式数</p> <p>普通株式22,000,000株（自己株式0株）</p> <p>・エフ・データクリエイションとの株式交換において、1株に満たない端数の当社株式の割当を受けることとなるエフ・データクリエイション株主は生じません。</p>		会社名	当社 (株式交換完全親会社)	エフ・データ クリエイション (株式交換完全子会社)	株式交換比率	110,000	1	株式交換により発行する 新株式数	普通株式：22,000,000株 (本株式交換にあたり、当社自己株式の処分は行いません。)	
会社名	当社 (株式交換完全親会社)	エフ・データ クリエイション (株式交換完全子会社)								
株式交換比率	110,000	1								
株式交換により発行する 新株式数	普通株式：22,000,000株 (本株式交換にあたり、当社自己株式の処分は行いません。)									

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)									
<p>株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等</p> <p>本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、上場会社である当社については、最近の当社普通株式の市場取引状況を勘案の上、市場価格方式により分析を行い、エフ・データクリエイションについては、公認会計士高見事務所を第三者機関として選定いたしました。その算定結果を踏まえ、両社で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。</p> <p>・クリエイト21に関して</p> <p>株式交換の日程</p> <p>平成22年11月2日 株式交換契約書の締結</p> <p>平成22年11月2日 株式交換契約書承認当社取締役会</p> <p>平成22年11月2日 株式交換契約書承認 クリエイト21株主総会</p> <p>平成22年12月3日 株式交換期日（効力発生日）</p> <p>平成22年12月3日 当社株式新規記録日</p> <p>当社は、クリエイト21との株式交換を会社法第796条第3項の規定に基づき、株主総会の承認を必要としない簡易株式交換の手続により行います。</p> <p>株式交換に係る割当ての内容</p> <table border="1" data-bbox="164 869 758 1081"> <thead> <tr> <th data-bbox="164 869 300 943">会社名</th> <th data-bbox="300 869 523 943">当社 (株式交換完全親会社)</th> <th data-bbox="523 869 758 943">クリエイト21 (株式交換完全子会社)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="164 943 300 981">株式交換比率</td> <td data-bbox="300 943 523 981">38,462</td> <td data-bbox="523 943 758 981">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="164 981 300 1081">株式交換により発行する 新株式数</td> <td colspan="2" data-bbox="300 981 758 1081">普通株式：20,000,240株 (本株式交換にあたり、当社自己株式の処分は行いません。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>・株式の割当比率</p> <p>クリエイト21株式1株に対し、当社株式38,462株を割当交付いたします。</p> <p>・株式交換により交付する株式数</p> <p>普通株式20,000,240株（自己株式0株）</p> <p>・クリエイト21との株式交換において、1株に満たない端数の当社株式の割当を受けることとなるクリエイト21株主は生じません。</p> <p>株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等</p> <p>本株式交換の株式交換比率の公正性を確保するため、上場会社である当社については、最近の当社普通株式の市場取引状況を勘案の上、市場価格方式により分析を行い、クリエイト21については、公認会計士高見事務所を第三者機関として選定いたしました。その算定結果を踏まえ、両社で交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。</p> <p>(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間</p> <p>・エフ・データクリエイションに関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生したのれんの金額 59,188千円 ・発生原因 将来における超過収益力によるものであります。 ・償却の方法及び償却期間 償却期間15年による定額法 <p>・クリエイト21に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生したのれんの金額 5,141千円 ・発生原因 将来における超過収益力によるものであります。 ・償却の方法及び償却期間 金額僅少のため即時償却 	会社名	当社 (株式交換完全親会社)	クリエイト21 (株式交換完全子会社)	株式交換比率	38,462	1	株式交換により発行する 新株式数	普通株式：20,000,240株 (本株式交換にあたり、当社自己株式の処分は行いません。)		
会社名	当社 (株式交換完全親会社)	クリエイト21 (株式交換完全子会社)								
株式交換比率	38,462	1								
株式交換により発行する 新株式数	普通株式：20,000,240株 (本株式交換にあたり、当社自己株式の処分は行いません。)									

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)
<p>(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エフ・データクリエイションに関して 流動資産 15,345千円 固定資産 27,508千円 資産合計 42,853千円 流動負債 13,129千円 固定負債 19,488千円 負債合計 32,617千円 ・ クリエイト21に関して 流動資産 7,379千円 固定資産 85,563千円 資産合計 92,942千円 流動負債 712千円 固定負債 33,745千円 負債合計 34,457千円 <p>(5) 実施する会計処理の概要</p> <p>本株式交換については、「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 最終改正 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準委員会 最終改正 平成20年12月26日）に基づき、処理しております。</p> <p>(資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分)</p> <p>当社は、平成22年11月26日開催の取締役会において、平成22年12月22日開催の第31期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同総会において決議されております。</p> <p>(1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的及び経緯</p> <p>当社及び当社グループにおける事業の黒字化の目途が立ったことを機に将来の復配を実現すべく、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の取り崩しを行い、その他資本剰余金を増加させます。さらに、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の一部を繰越利益剰余金に振替えることで繰越損失の解消を図ることにより、財務基盤を整備するとともに分配可能原資を創出し、今後の資本政策の柔軟性・機動性を確保することといたします。</p> <p>なお、剰余金の処分につきましては、資本金及び資本準備金の額の減少の議案が承認可決され、かつ資本金及び資本準備金の額の減少の効力が発生することを条件とします。</p> <p>(2) 資本金の額の減少の要項（減少すべき資本金の額）</p> <p>資本金の額5,461,500,000円のうち461,500,000円を減少して、減少後の資本金の額を5,000,000,000円とし、減少した資本金の額をその他資本剰余金に振替えることといたします。</p> <p>(3) 資本準備金の額の減少の要項（減少すべき資本準備金の額）</p> <p>資本準備金の額3,671,499,400円のうち全額を減少して、減少後の資本準備金の額は0円とし、減少した資本準備金の額をその他資本剰余金に振替えることといたします。</p> <p>(4) 資本金及び資本準備金の減額の方法</p> <p>資本金及び資本準備金の額のみが減少するため、これに伴って貸借対照表上の「純資産の部」における勘定の振替えに関する処理を行うものであります。従って、当社の純資産額に変更が生じるものではありません。</p> <p>また、資本金及び資本準備金の額の減少手続きだけでは発行済株式総数の数は変更いたしません。</p>	

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)																		
<p>(5) 剰余金の処分の要項</p> <p>資本金及び資本準備金の額の減少の効力が生じた後のその他資本剰余金5,552,014,832円のうち4,729,122,968円を減少し、繰越利益剰余金に振替えることにより、繰越利益剰余金の欠損填補を行います。填補後のその他資本剰余金は822,891,864円、繰越利益剰余金は0円となります。</p> <p>(6) 日程</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">取締役会決議日</td> <td style="width: 50%;">平成22年11月26日(金曜日)</td> </tr> <tr> <td>株主総会決議日</td> <td>平成22年12月22日(水曜日)</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述公告日(予定)</td> <td>平成23年1月4日(火曜日)</td> </tr> <tr> <td>債権者異議申述最終期日(予定)</td> <td>平成23年2月4日(金曜日)</td> </tr> <tr> <td>効力発生日(予定)</td> <td>平成23年2月28日(月曜日)</td> </tr> </table> <p>(株式併合)</p> <p>当社は、平成22年11月26日開催の取締役会において、平成22年12月22日開催の第31期定時株主総会に株式の併合について付議することを決議し、同総会において決議されております。</p> <p>(1) 株式併合の目的</p> <p>当社グループにおける黒字化の目途が立ったことを機に、当社の繰越欠損を解消するとともに分配可能原資を創出することとし、全国証券取引所などが主導となって進めている売買単位の集約への動きを遵守し、当社株式の売買単位を現行の1,000株から100株に変更することを条件として現状の投資単位を維持することを目的に10株につき1株の割合をもって株式の併合を行うことといたします。なお、株式の併合により発行済株式総数の適正化が図られるため、1株当たりの諸指標(利益・配当等)や株価を株主の皆様により理解し易く表示することができません。</p> <p>(2) 株式併合の方法</p> <p>平成23年2月28日(月曜日)(効力発生日)をもって、効力発生日の前日の最終の株主名簿に記載された株主の所有株式数を基準に普通株式10株を1株に併合いたします。ただし、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき、売却又は買取りを実施し、その代金に端数が生じた株主に対して、その端数の割合に応じて分配いたします。</p> <p style="text-align: center;">株式併合により減少する株式数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">株式併合前の発行済株式総数 (A)</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">447,692,131株</td> </tr> <tr> <td>株式併合後による減少株式数 (B)</td> <td style="text-align: right;">402,922,926株</td> </tr> <tr> <td>株式併合後の発行済株式総数 (A) (B)</td> <td style="text-align: right;">44,769,205株</td> </tr> <tr> <td>株式併合後の発行可能株式総数</td> <td style="text-align: right;">179,000,000株</td> </tr> </table> <p>(注) 株式の併合前の発行済株式総数は平成22年9月30日現在の数値であり、株式の併合による減少株式数は、株式併合により生じる端数及び当該発行済株式総数に株式の併合割合を乗算した理論値であります。なお、当社は、新株予約権(ストック・オプション)を発行しているため、今後、その権利行使により発行済株式総数が変動する可能性があります。</p>	取締役会決議日	平成22年11月26日(金曜日)	株主総会決議日	平成22年12月22日(水曜日)	債権者異議申述公告日(予定)	平成23年1月4日(火曜日)	債権者異議申述最終期日(予定)	平成23年2月4日(金曜日)	効力発生日(予定)	平成23年2月28日(月曜日)	株式併合前の発行済株式総数 (A)	447,692,131株	株式併合後による減少株式数 (B)	402,922,926株	株式併合後の発行済株式総数 (A) (B)	44,769,205株	株式併合後の発行可能株式総数	179,000,000株	
取締役会決議日	平成22年11月26日(金曜日)																		
株主総会決議日	平成22年12月22日(水曜日)																		
債権者異議申述公告日(予定)	平成23年1月4日(火曜日)																		
債権者異議申述最終期日(予定)	平成23年2月4日(金曜日)																		
効力発生日(予定)	平成23年2月28日(月曜日)																		
株式併合前の発行済株式総数 (A)	447,692,131株																		
株式併合後による減少株式数 (B)	402,922,926株																		
株式併合後の発行済株式総数 (A) (B)	44,769,205株																		
株式併合後の発行可能株式総数	179,000,000株																		

前連結会計年度 (自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)										
<p>(3) 1株当たり情報に及ぼす影響</p> <p>当連結会計年度の開始の日に当該株式併合が行われたと仮定した場合における(1株当たり情報)の各数値はそれぞれ以下のとおりであります。</p> <p>当連結会計年度(自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日)</p> <table><tr><td>1株当たり純資産額</td><td>110円97銭</td></tr><tr><td>1株当たり当期純利益</td><td>19円96銭</td></tr></table> <p>潜在株式調整後1株当たり当期純利益</p> <p>潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。</p> <p>(4) 株式併合の日程</p> <table><tr><td>取締役会決議日</td><td>平成22年11月26日 (金曜日)</td></tr><tr><td>株主総会決議日</td><td>平成22年12月22日 (水曜日)</td></tr><tr><td>株式併合の効力発生日(予定)</td><td>平成23年2月28日 (月曜日)</td></tr></table> <p>(5) その他</p> <p>本株式併合と同時に、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。</p>	1株当たり純資産額	110円97銭	1株当たり当期純利益	19円96銭	取締役会決議日	平成22年11月26日 (金曜日)	株主総会決議日	平成22年12月22日 (水曜日)	株式併合の効力発生日(予定)	平成23年2月28日 (月曜日)	
1株当たり純資産額	110円97銭										
1株当たり当期純利益	19円96銭										
取締役会決議日	平成22年11月26日 (金曜日)										
株主総会決議日	平成22年12月22日 (水曜日)										
株式併合の効力発生日(予定)	平成23年2月28日 (月曜日)										

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月24日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第31期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第32期 第3四半期)	自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	平成23年8月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月22日

株式会社クロニクル

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 来嶋 真也 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロニクル及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クロニクルの平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社クロニクルが平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1 内部統制報告書に記載のとおり、会社は、決算・財務報告プロセスにおけるチェック体制や決算手続に係るマニュアルの一部が不十分である旨の重要な欠陥を特定しているが、財務諸表監査においては、当該重要な欠陥の影響を考慮して実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定しているため、財務諸表監査の意見に及ぼす影響はない。

2 内部統制報告書の付記事項には、事業年度の末日後、重要な欠陥を是正するために繰延税金負債の表示に関する事項を決算手続に関するマニュアルに追加記載し、内部統制報告書提出日までに当該是正後の内部統制の整備の状況の評価を行った結果、内部統制報告書提出日において、繰延税金負債の表示に関わる内部統制は有効に整備されていると判断した旨が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月12日

株式会社クロニクル
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野 井 俊 明 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩 野 治 夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年10月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロニクル及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月24日

株式会社クロニクル

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 塩野 治夫 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロニクル及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年11月26日開催の取締役会において、平成22年12月22日開催の第31期定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議し、同総会において決議されている。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年11月26日開催の取締役会において、平成22年12月22日開催の第31期定時株主総会に、株式の併合について付議することを決議し、同総会において決議されている。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社クロニクルの平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社クロニクルが平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

株式会社クロニクル
取締役会 御中

明誠監査法人

指定社員 公認会計士 武田 剛 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 市原 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成22年10月1日から平成23年9月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成23年4月1日から平成23年6月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年10月1日から平成23年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社クロニクル及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年12月22日

株式会社クロニクル

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊明 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 來嶋 真也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年12月24日

株式会社クロニクル

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 塩野 治夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社クロニクルの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロニクルの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。